

春闘

秋厚労ニュース

NO1888号

2019年1月17日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349

要求書の内容

【働く人手を増やすことに関する要求】

【1】 次年度要員計画達成のための経過と今後の見通しを示すこと

【賃金に関する要求】

【1】 職員の定期昇給は必ず実施し、また基本給2万円を引き上げること。なお、賃金の改善は2019年4月1日とする

【年間手当に関する要求】

【1】 秋厚労2018年4月9日付「年間手当要求」に基づいて、年度末手当（本俸+調整手当+家族手当+世帯支援手当）を0.5ヶ月（支給日及び基準日3月31日）とすること

【58歳以上の不利益改善に関する要求】

【1】 以下の「満58歳以上の不利益」を改善すること。特に、一時金を、現行の9割支給から10割支給へ早急に改善すること

≪58歳以上の不利益≫

- 1) 一時金の9割支給
- 2) 定期昇給の停止
- 3) 退職金の算定年数から58歳以上の在職年数が除外



【子育て支援に関する要求】

【1】 男女ともに未就学児・就学中の満22歳以下の子を扶養している場合、子1人につき月5,000円を支給する制度を新設すること

【医学物理士という職種の新設に関する要求】

【1】 医学物理士という職種を新設し、給与の格付けを大学院卒とすること

【医療職Ⅱの採用に関する要求】

- 【1】 医療職Ⅱの採用試験日と合格発表時期をともに早めること
- 【2】 医療職Ⅱの採用試験・面接をともに1日で終える日程とするなど、受験者の負担を軽減する方策を講じること
- 【3】 医療職Ⅱすべてについて、奨学金を適用させること

【中途採用時の経験年数に関する要求】

【1】 今後、中途採用時の職歴加算について、元いた病院・施設の規模で差別せず、一律で経験年数を100%加算すること

【長時間労働の改善に関する要求】

【1】 労働時間の把握のために、ICカードかタイムカードを導入すること

【病棟夜勤の改善に関する要求】

【1】 過去1年間にスタッフの半数以上が月9日以上夜勤を6ヶ月以上続けている病棟に関しては、必ず早急に増員すること

【外来2交替制に関する要求】

- 【1】 かつの厚生病院の外来看護部門について、他の7病院と同様に外来2交替制度の導入を目指し、その前段階として以下のことに取り組むこと
 - 1) 外来2交替夜勤制度の導入に必要な人数の調査を行い、調査によって判明した人数を増員すること
 - 2) 上記増員を行うことができれば、外来2交替夜勤制度を導入すること

【誕生月有休制度に関する要求】

【1】 会が始めた誕生月有休の取得状況を公表し、取得率が低い職場について、改善策を示すこと

【永続勤務休暇制度の改善に関する要求】

【1】 全職員について、入職5年目から5年ごとに、それぞれ2日間以上の特別休暇を与える制度を新設すること

【転勤に関する要求】

- 【1】 転勤について、以下の改善を行うこと
 - 1) 転勤をさせる場合には、対象者と職場長に対して、転勤の理由と期限を明示すること
 - 2) 転勤をさせる場合には、最低でも1ヶ月前までに内示を出すこと
 - 3) 面談制度を有効に活用し、転勤について配慮すること
 - 4) 災害時対応と職員のワークライフバランス確保のため、職員の地元優先的に配置すること

【被服貸与に関する要求】

- 【1】 希望する職員について、白衣だけでなくスクラブ等を選べるようにすること
- 【2】 検査科について、例えば2年リースの場合、白衣の上着（夏用・冬用あわせて）4着、白衣のスボン4着を支給すること

【在宅医療に関する要求】

- 【1】 在宅医療の特殊性をかんがみて、以下のことを実施すること
 - 1) 臨時職員のケアマネージャーについて、5年の雇用上限を撤廃すること
 - 2) 訪問看護師、ケアマネージャーを正職員で配置すること
 - 3) 訪問看護、居宅介護支援事業所に専属の事務員を配置すること
 - 4) 訪問看護、居宅介護支援事業所の職員に長靴・コート・訪問バッグなどを支給、もしくは購入費を支給すること
 - 5) 訪問看護、居宅介護支援事業所の管理者に辞令と管理職手当を与えること

【調理現場の臨時職員の正職員化に関する要求】

【1】 栄養科の調理現場においては、正職員と同等の業務を3年以上遂行し、本人が希望する臨時職員について、正職員になることができる道すじ（採用試験を含む）を確立すること

【臨時職員の手当などに関する要求】

- 【1】 再雇用職員も含む臨時職員の手当について、以下のことを改善すること
 - 1) 正職員と同様に夏期休暇、盆休み、正月休みと忌引きなどの特別休暇を有給の休暇として与えること
 - 2) 時給を上げること
- 【2】 臨時職員の契約更新について、5年間の上限を撤廃すること

【委託・派遣・外注化に関する要求】

【1】 治療の要である「食」を担う栄養科、および病院の危機管理の中核である中央監視室について、委託・派遣・外注化構想を断念すること

【医療・社会保障を守る取り組みに関する要求】

【1】 住民本位の病院運営ができるよう、医療・社会保障制度を抜本的に変革するため、労使で力を合わせて国に働きかけること

要求 を提出

去る1月15日（火）、春闘要求を経営者に提出しました。職員が働き続けられるように、労働条件を改善することが目的です。

職員が辞めない職場を目指す

秋厚労は、春からの運動で「今いる職員が辞めずに働き続けられる職場」をめざします。

人手不足の解消を

拡大中央委員会（1月12〜13日）では、参加者全員が職場の状況を発言。多くの職場で「一人職場で休みが取りづらい」「毎日残業」「離職が多い」など人手不足や、労働条

件の改善を訴えました。秋厚労の要求は「人が集まる職場・辞めない職場」をつくるための経営者への提案です。支部や専門部などで話し合った内容を集約し、春闘要求をまとめました。

団体交渉に参加しよう

春闘要求とあわせて、秋闘で経営者が前向きな発言をしたも

のについて経過報告を求め、要請書を提出。団体交渉の日程を3月13日で提案しています。勤務の都合もある前月の9日までに日程を決めたいことも口頭で伝えました。一人でも多くの人が団体交渉に参加し、要求を前進させるために訴えることが必要です。